

架空請求

覚えなければ無視を

(2016年7月12日掲載原稿)

最近、身に覚えのない料金を請求される架空請求の相談が相次いでいます。

【事例】大手サイト業者から「(重要) 有料動画サイトの未納料金があります。本日に連絡がない場合は、法的措置に移ります。至急ご連絡ください」と連絡先の電話番号が記載されたメールが届いた。そのサイトを利用した覚えがない。どうしたらいいか。

架空請求への基本的な対応は、無視することです。「期日までに連絡するように」と書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。さらに個人情報を知られてしまい、業者からの請求がエスカレートする場合があります。

「裁判になる」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して連絡したり、料金を支払ったりせず、放置しましょう。

架空請求の名目は、「有料サイト利用料金」「デジタルコンテンツ利用料」「総合情報サイト登録料」「他社から譲渡された債権」などさまざまです。

事例のような大手事業者のほか、債権回収業者や弁護士、調査会社を名乗るケースも見られます。請求手段も、メールやはがき、封書、自動音声による電話などいろいろな手段が使われています。

いずれの場合も放置して問題ありませんが、万が一、裁判所から「特別送達」が届いた場合は、たとえ身に覚えがなくても対応する必要があります。これを放置すると、相手方の主張を認めたものとされ、差し押さえ等の法的措置に移る場合があるからです。

架空請求の中には、裁判所を装った手紙を送ってくる場合もあるので、本物かどうか分からない場合、書面に記された連絡先ではなく、最高裁判所のホームページに記載されている管轄地域の裁判所に確認するようにしましょう。